

令和6年度介護報酬改定に係るよくある質問一覧

令和6年4月10日

No.	質問	回答
1	現在取得している加算等の区分に変更がない場合も、体制届の提出は必要か。	変更が何もない場合は、体制届の提出は不要です。 ただし、今回の介護報酬改定により設けられた「高齢者虐待防止実施の有無」や「業務継続計画策定の有無」については、届出がない場合は減算型とみなされますので、ご注意ください。
2	体制届出書（別紙2）の記入方法を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「異動等の区分」欄は、事業所の新規指定を受けようとする場合のみ、「1 新規」にチェックし、既存事業所で加算等体制の変更を行う場合は、「2 変更」にチェックしてください。「異動（予定）年月日」については、4月適用分は4月1日、6月適用分は6月1日となります。 ・「特記事項」欄の「変更前」「変更後」は、今回変更する項目の変更前後の内容が分かるように記入してください。 （例）変更前 （空白） 変更後 サービス提供体制強化加算（I） ※「体制等状況一覧表のとおり」、「令和6年度介護報酬改定のとおり」のように記入しないでください。
3	以前まで加算算定していたもの（変更のないもの）も、体制届の添付書類の提出は必要か。	変更がない場合は、添付書類は必要ありません。 なお、体制等状況一覧表は、変更がない場合も全ての項目にチェックしてください。
4	訪問介護事業所において、4月以前から介護職員処遇改善加算等を取得しているが、4月及び6月の体制届はどのように届けるか。	介護職員処遇改善加算等については、6月に改定が行われるため、4月適用の体制届は、従来の要件で区分を選択してください。6月以降は、体制届の提出がない場合、加算等を算定できなくなります。6月以降も加算を算定する場合は、必ず体制届を提出してください。
5	訪問看護事業所において、4月に加算項目の異動がない場合、「高齢者虐待防止措置実施の有無」についての体制届はいつ体制届を提出するのか。また、措置を実施していない場合、4、5月は減算されるか。	6月適用の体制届を提出してください。未実施の場合の減算は、4月ではなく、6月から適用されます。

6	<p>(介護予防)訪問看護のみを提供する訪問看護ステーションは、4月に体制届の提出は必要ないという解釈でよいか。</p>	<p>(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所リハビリテーションについては、報酬改定の施行日が令和6年6月1日になるため、新たな加算等を取得しない場合は、4月の体制届は提出不要です。</p>
7	<p>福祉用具貸与について、新規算定等となる項目がないが、届出の提出は必要か。</p>	<p>福祉用具貸与については、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」に変更がなければ届出は不要です。</p>
8	<p>「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の届け出について、添付書類の提出は必要か。</p>	<p>「高齢者虐待防止実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」について、添付書類を提出する必要はありませんが、別途実施する「令和5年度末で経過措置期間を終了する『令和3年度介護報酬改定における改定事項』への対応状況調査」(県指定サービス分)(URL: https://logoform.jp/form/8vMX/545334)にご回答ください。実施状況については、関係書類(指針、計画、研修記録等)を事業所において保存してください。</p>
9	<p>今回の改定により訪問介護に設けられた、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものが提供総数の90%以上の場合に適用される減算について、令和6年4月から減算が適用となるのか。</p>	<p>令和6年4月から減算が適用されることはありません。当減算は、訪問介護事業所における前6月間の実績により判定するものですが、令和6年度については、令和6年4月1日～9月30日の実績により11月1日～3月31日の減算適用を判定し、また、令和6年10月1日～令和7年2月28日の実績により令和7年4月1日～9月30日の減算適用を判定します。</p>